「みんなで創ろう!」 ~*子育てコミュニティタウン*~

新宿区次世代育成支援計画素案

(平成17年度~21年度)

概要版

平成 16 年 3 月 新宿区

新宿区次世代育成支援計画全体イメージ

新宿区基本構想

【ともに生き、集うまちともに考え、創るまち】

4つの視点

- 1 子どもの権利を大切にし、 子どもの幸せを第一に考える
- 2 家庭の多様なあり方を尊重する
- 3 子育てを社会全体で支援する
- 4 サービスの質の向上と効果的な提供を目指す

新宿区次世代育成支援計画(平成17年度~21年度)

- 基本理念

【家庭·地域·区の協働の輪が 広がり 見守り 応援する 子育て

- 子育てコミュニティタウン新宿】

➤ 3つのビジョン

子育でを応援する人やサー

活きているまち

集い・遊べる公園をふやす

学校を核とした居場所づくり

取組みの充実

児童館の充実

都市の利便性が子育てに

ビスが豊富なまち

支えあいの子育てから

新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまち

5つの目標

今後の取組みの方向(重点施策)

1 子どもの生きる力と 豊かな心を育てます

- 1 子どもの権利を大切にする取組の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 幼児期の教育・保育環境の充実
- 4 子どもたちの遊び場・居場所の充実
- 5 地域における子ども・親子・世代間の交流の促進
- 6 図書館活動の充実

総合的な連携による効果的な次世代育成支援の実現 利用者に届く情報発信

- 2 利用しやすい サービスで
- すべての子育て家庭を サポートします
- 3 子育てと仕事の 両立がしやすい環境 づくりを進めます

- 1 きめこまかな子育て支援サービスの充実
- 2 子育て支援サービスの総合的な展開
- 3 親と子の健康づくり
- 4 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実
- 5 経済的な支援

- 障害児等と家庭への支援 ひとり親家庭への支援
- 外国人家庭への支援
- 虐待予防と被虐待児と
- 家庭への支援

- 1 多様な保育サービスの展開
- 2 区内企業の行動計画策定支援

保育園・認可外保育施設の充実 学童クラブの充実

- 4 家庭と地域の子育て力・教育力をアップします
- 1 家庭・地域の子育て力・教育力向上への働きかけの充実
- 2 地域との協働で進める次世代育成支援

5 安心して子育てできる都市環境をつくります

- 1 地域・事業者とともに進める子育てバリアフリ・
- 2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

まちの子育て パリアフリーの推進 子育てしやすい

住環境づくり

まえがき

日本の少子化は急速に進行しております。人口がピークに達する平成 18 年度 以降、我が国も人口減少社会に入ると予測されております。

少子化は、特に都市部でその傾向が大きくなっており、新宿区も例外ではありません。

子どもを産むことは、基本的に個人的な営みです。しかし、高齢者人口に比べ、子どもの人口が極端に少ない状態では、現行の社会保障システムが持続できないなど、社会の持続的発展を望むことはできません。このような視点から、生まれる子どもが少ないことから発生する「少子化」という現象は、社会全体の問題でもあります。

一方で、子どもは、世代と世代をつなぎ、人と人をつなぐ、わたし達の暮ら す地域社会にとって、かけがえのない大切な存在です。

したがって、新宿区という住民に最も身近な基礎的自治体においては、子育 てを家庭による個人的な営みとしてとらえるばかりではなく、社会全体で応援 していく視点が重要であると考えております。

日本の少子化対策の新しい取組みを、国・地方公共団体・事業者がともに進めていくために、次世代育成支援対策推進法が昨年 7 月に制定されました。新宿区は幸いにも、この計画に基づく平成 17 年度から 21 年度の 5 年間の「地域行動計画」の素案を、全国のモデルとして先行して策定する 53 自治体のひとつに選ばれました。

法の成立から 8 ヶ月余という短期間で、調査・策定をしなければならないという、時間的に制約された条件での取組みでしたが、新宿区の次世代育成支援のための取組みの方向性を「素案」という具体的なかたちとして、区民の皆様に早めにお届けすることができたこと、そして、この素案をもとに、新宿区の次世代育成支援について、区民の皆様の意見をお聞きし、また議論する時間を十分に取れることは、大きなメリットであると考えております。

このようなメリットを十分に活用し、子育て家庭を含めたすべての区民の皆様、並びに事業者の皆様と、情報を共有し、議論を深め、新宿区の次世代育成支援を考えていく過程こそが、より暮らしやすい新宿を築くための道であると期待に胸をふくらませております。

そして、「次世代育成支援」をひとつのきっかけとして、区の施策全般の一層 の充実を目指してまいりたいと考えております。

皆様のご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

平成16年3月

新宿区長 中山 弘子

計画の基本的な考え方

1 目的

この計画素案は、次世代育成支援について新宿区が今後目指していく方向性と施策について、区民の皆様に発信し、共に考え、実現していくことを目的として策定しています。

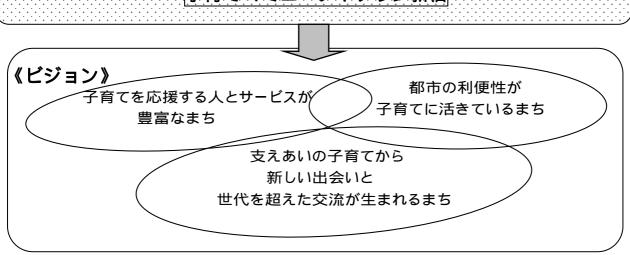
2 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく新宿区の行動計画です。計画期間は前期 5 年間として、平成 17 年度から 21 年度となります。

3 基本理念とビジョン

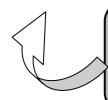
《基本理念》 家庭・地域・区の協働の輪が広がり 見守り 応援する 子育て

- 子育てコミュニティタウン新宿 -



4 計画の基本的な視点

子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える



子どもの権利を考えるときの視点

- ・子どもたち自身の生きる力・育つ力
- ・子どもと大人のパートナーシップ
- ・子どもたちの社会への参画

家庭の多様なあり方を尊重する 子育てを社会全体で支援する サービスの質の向上と効果的な提供をめざす

5 基本目標

以下の 5 つを基本目標として、平成 21 年度にはビジョンに掲げる将来像を実現し、新宿が子育てしやすいまちであると思う方の割合を今回の「新宿区次世代育成支援に関する調査」の割合(就学前 24.7%、小学生 16.6%)をそれぞれ上回ることを目指します!

目標 1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は一生の土台を築くかけがえのない時期です。次世代の親となり未来を担う子どもたちが、幅広い知識・考える力・豊かな感性及び生活力を身につけることができるよう、教育環境や地域の育成環境の充実を図っていきます。

目標2 利用しやすいサービスですべての子育て家庭をサポートします

すべての子育て家庭が、心にゆとりを持って子育てができるよう応援していきます。 そのために、子育て支援サービスを点から線につなげ、さらに面へと広げることにより、サ ービスを必要としている人が利用しやすいサービスを実現していきます。

目標3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

現代の多様な働き方に対応した多様な保育・学童クラブサービスの充実を図っていきます。 また、家族が協力して子育てと仕事の両立を目指すことができるよう、子育て家庭に配慮し た取組みの促進について企業への働きかけを行っていきます。

目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

子どもの成長と子育て家庭を応援するサポーターが、地域の中に生まれるような取組みを進めていきます。子育て中の人も、支えられるだけでなく、できる範囲で、支える側にもなるような仕組みづくりを行うとともに、その意識の広がりを促していきます。

目標 5 安心して子育てできる都市環境をつくります

家庭・学校・保健・警察・地域・区の機関等が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守るための活動を行うことにより安全なまちを目指します。また、繁華街が多い地域性を考慮した非行防止活動への取組みを進めていきます。事業者とも連携しながら子育てバリアフリーの推進、子育てしやすい住環境の整備等を進め、都市の利便性を活かした子育てしやすいまちづくりをめざします。

6 計画を推進していくために一次世代育成支援対策地域協議会の設置

計画の進捗状況の把握、地域の次世代育成支援にかかわる組織・事業者等との連携によるきめ細かな課題の把握、次世代育成支援についての意見交換等を行っていくため、区民代表・学識経験者等を含めた組織として、次世代育成支援対策推進法第 21 条第 1項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」の設置を検討していきます。

新宿区の子どもをとりまく状況

1 新宿の地域特性

新宿区は、業務地域、商業地域、低中層住宅地域、中高層の住宅地域、歓楽街、学生街を抱える地域など多様な地域特性を有していますが、全面積の約51.0%が住宅系の土地利用となっている生活都市です。

外国籍住民の方も多く、住んでいる方の約1割を占めています。

2 新宿区の子どもと家庭

(1)出生数の推移

平成 14 年の出生数は 1,764 人でした。平成 3 年に 2,000 人を割った後、低い値のまま横ばいで推移しています。

(2)合計特殊出生率

平成 14 年の日本の合計特殊出生率()は、1.32、東京は 1,02、新宿は 0.80 でした。

(合計特殊出生率: 15 歳~49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。)

(3)人口推計

減少を続けていた新宿区の人口は、90年代半ばから安定した傾向を示しています。 人口推計によれば今後もこの傾向は続き、15歳未満の児童の数は低い値で推移すると 予測されます。

<u>(4)世帯数の推移</u>

世帯の半数以上は単独世帯であり、特に平成 2 年以降大幅に増加しています。また、ひとり 親世帯も増加傾向にあります。

一方、三世代家族は減少傾向にありますが、平成 7 年まで減り続けた核家族世帯は、平成 12 年にかけて微増を示しています。

(5)乳幼児の保育の状況

0 歳から 2 歳までの子どもは、7 割以上が自宅で過ごしていますが、3 歳では 6 割 強、4 歳では 8 割以上が保育園や幼稚園に通っています。

現状と課題及び今後の取組み (印は重点施策)

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

太字は 16 年度の新規事業 太字は今後検討していく事業

1 子どもの権利を大切にする取組みの充実

課題	今後の取組み	主な事業
・子どもと保護者が「子ども	・体験学習等を活用した取組	・中学校へのスクールカウンセラーの配
の権利」について理解する	みの推進	置
ための取組みの充実		・小学校への心理士の派遣
・施策への子どもの参画促進	・子どもが取組める身近な課	・小学生フォーラム・中学生フォーラム
	題からの参画	・子どもの権利に関する啓発事業
・広く区民全体が「子どもの	・区民向け啓発事業の充実	子どもの参加するワークショップ
権利」についての理解する		・教育センターによる権利擁護等支 援
取組みの充実		・不登校 0 をめざす子ども学校サポート
・身近で相談しやすい場所の	・相談とネットワークの充実	ネットワーク
充実		・東京都子どもの人権専門委員の活動
・子どもへの権利侵害に適切		
な対応ができる体制整備		

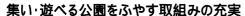
2 学校教育の充実

課題	今後の取組み	主な事業
・特色ある学校づくり	・学校・地域の特性を生かし	・特色ある学校づくり
	た教育活動の展開	・ティームティーチングや少人数学習
・開かれた学校づくり	・地域の人たちとともに考え	指導の充実
	る学校へ	・コンピュータ利用教育の推進
		・小中学校のホームページの開設
		・学校評議員制度
		学校選択制の推進
		スクールスタッフ新宿
		スクールコーディネイターの導入に
		よる教育活動の充実

3 幼児期の教育・保育環境の充実

課題	今後の取組み	主な事業
・地域の子ども数や需要にあ	・公私立幼稚園がともに担う	幼稚園・保育園の連携・一元化の検討
った幼稚園のあり方の検討	幼児教育の実現	・幼稚園における預かり保育
・幼稚園に求められる多様な	・区立幼稚園の新たな価値の	・幼稚園における 3 歳児保育
ニーズへの対応	創出	
・幼稚園の休園・園児数減少	・幼稚園・保育園の連携・一	
に伴う園舎等の活用	元化の検討	
・保育園の待機児童の増加		

4 子どもたちの遊び場・居場所の充実



課題	今後の取組み	主な事業
・既存の公園の再生	・安心してのびのび遊べる公	新宿中央公園活性化プラン
	園づくり	プレイパーク活動への支援
		・プレイリーダー養成講座
		・みんなで考える身近な公園の整備

重点

児童館の充実

課題	今後の取組み	主な事業
・0 歳から 18 歳未満までの	・特色のある運営	中高生にとっての魅力ある居場所づ
幅広い年齢層のニーズをと	・「こども館」への転換	⟨ ∪
らえた対応	・「児童センター」への転換	・幼児スペースの確保
・地域の子育て支援の拠点と	・子育て支援機能の強化	児童センター運営協議会・こども館運
しての役割の高まり		営協議会

学校を核とした子どもの居場所づくり

課題	今後の取組み	主な事業
・区立小中学校校庭の有効利	・学校・家庭・地域の連携に	学校における子どもの居場所づくり
用の検討	よる子どもの居場所づくり	・総合型地域スポーツ・文化クラブの創
・地域のスポーツ交流会から	・総合型地域スポーツ・文化	設
総合型地域スポーツ・文化	クラブとしての運営体制づ	
クラブへの脱皮	くりへの支援	

5 地域における子ども・親子・世代間の交流の促進

課題	今後の取組み	主な事業
・世代間の交流促進	・高齢者の子育て支援事業へ	・マイスター制度を活用した高齢者と子
	の参画促進	どもの交流事業
	・赤ちゃんとのふれあいの機	・中学生と赤ちゃんの交流事業
	会の拡大	
・地域の多様な教育資源との	・専門学校等の連携・協働事	
連携	業の推進	

6 図書館活動の充実

課題	今後の取組み	主な事業
・本とふれあう機会づくり	・「子ども読書活動推進計画」	新宿区子ども読書活動推進会議
・子どもたちに親しまれる	の着実な推進	中央図書館児童室の機能充実
図書館活動		・学校図書館の充実
		図書館サポーター制度
		子どもホームページの開設
		・絵本でふれあう子育て支援

目標 2 利用しやすいサービスですべての子育て家庭をサポートします

重点

1 きめこまやかな子育て支援サービスの充実

課題	今後の取組み	主な事業
・子育て支援サービスの質の	・相談の場・つどいの場など	・地域子育て支援事業(子ども家庭支援
向上・システムの充実	の一層の充実	センター・地域子育て支援センター)
	・利用システム等の改善	・子育てひろば事業(児童館)
・支援を必要としていながら	・潜在ニーズへのアプローチ	・親と子の相談室(保健センター)
サービスにつながっていな		・ファミリーサポート事業
い親子への支援		・子どもショートステイ
・施設型サービスでは解決で	・派遣型・非定形型の子育て	・一時保育
きないニーズへのきめ細や	支援サービスの検討	育児支援家庭訪問事業の検討
かな対応	・養育家庭との連携	一時預かり事業の検討
		・保育園での 1 日保育体験事業
		・地域に開かれた幼稚園(園舎開放・子
		育て相談)
		・保育園・母子生活支援施設におけるサ
		ービス評価の実施

2 子育て支援サービスの総合的な展開。

重点

総合的な連携による効果的な次世代育成支援の実現

課題	今後の取組み	主な事業
・相談窓口に関する課題への	・サービスの総合的なコーデ	·子育て支援サービス総合コーディネイ
対応	ィネイト	ト事業の検討
・子育て支援サービスの利用	・子ども・子育て支援関連組	・(仮称)子ども家庭サポートネットの
に関する課題への対応	織の連携・統合	検討

利用者に届く情報発信

課題	今後の取組み	主な事業
・生活スタイルの変化への対	・情報の「提供」から「発信」	区民とつくる子育て情報局
応	への意識改革	・「子育てサービスガイド」の発行
・継続的な情報提供の必要性	・地域密着型周知方法の再評	
・わかりやすく魅力ある内容	価	
の実現	・転入者を「情報難民」にし	
・情報の提供時期の重要性の	ないための配慮	
認識	・子育て中の人や子育て経験	
	者と協働した情報発信	

3 親と子の健康づくり

課題	今後の取組み	主な事業
・「健康づくり行動計画」の着	・親と子の健康づくり活動の	・母親・両親・育児学級等の開催
実な推進	充実	・新生児訪問指導
・各機関との実効性のある連		・ぜん息予防アレルギー相談
携		・家庭における乳幼児事故防止対策事
		業

4 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

障害児等と家庭への支援

課題	今後の取組み	主な事業
・発達相談の重要性の高まり	・障害児等への発達支援体制	・要発達支援乳幼児に対する相談(保健
・わかりやすい相談システム	の整備	センター)
の必要性		・相談・児童(未就学児)デイサービス・
・各機関の連携強化の必要性		ショートステイ・在宅障害児訪問事業
・障害児等の親に対する支援	・障害児保育の充実	(あゆみの家)
・重度障害児の養育環境の整	・支援費制度サービス創出へ	・障害児保育(保育園・幼稚園)
備と居場所づくり	の支援	・学童クラブでの 6 年生までの対応
・心身障害教育から特別支援	・特別支援教育に向けての検	・学校教育における支援
教育へ	討	・相談・ことばの教室の実施(教育セン
		ター)
		・発達支援関係機関連絡会
		(仮称)発達支援センター事業の検討

ひとり親への支援

課題	今後の取組み	主な事業
・母子家庭への支援の充実	・他機関と連携した活動の充	・母子自立支援員の活動
	実	自立支援教育訓練給付金事業の検討
・父子家庭への支援の充実	・母子家庭の就労支援策の検	
	討	

外国人家庭への支援

課題	今後の取組み	主な事業
・多言語・多文化をもつ外国	・外国人へのコミュニケーシ	外国籍住民向け生活情報誌の作成
人家庭の子どもの保育・教	ョン支援	・日本語適応指導
育上の課題への対応	・地域における国際理解促進	
	のための交流の機会づくり	

虐待予防と被虐待児と家庭への支援

課題	今後の取組み	主な事業
・関係機関による地域の見守	・児童相談所との連携を強化	子ども家庭支援センターを中心とし
りの必要性	した実効性のあるネットワ	た児童相談所との連携による虐待予

ークづくりの推進	防体制の強化の検討
	・子ども虐待防止連絡会の実施

5 経済的な支援

課題	今後の取組み	主な事業
・経済的支援の要望に対する	・国・都に対する要望の継続	・児童手当
対応		・児童育成手当
・保育サービス利用者と在宅	・すべての子育て家庭を視野	・児童扶養手当
で子育てしている家庭への	に入れたサービスの充 実	・特別児童扶養手当
公的支援の不均衡等への対		・乳幼児医療費助成
応		・ひとり親家庭医療助成
		・就学援助
		・私立幼稚園利用児童の保護者への補
		助

目標 3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

1 多様な保育サービスの展開 ———

保育園・認可外保育施設の充実

不自因 吸引力不同心以	W/U X	
課題	今後の取組み	主な事業
・待機児童への対応	・待機児童解消策(平成 15	・通常保育の充実
	年9月決定)の着実な推進	・延長保育
	・認可外保育施設等(認証保	・年末保育
	育所・保育室・家庭福祉員	・産休・育休明け入園予約事業
	制度)への支援の充実	・休日保育
・保育園施設保全計画の必要	・多様なニーズに対応する保	・病後児保育
性	育サービスの展開	・夜間保育所
・多様化する保育ニーズ		・家庭福祉員制度
		・保育室利用
		・認証保育所利用

, 重点 〕

学童クラブの充実

課題	今後の取組み	主な事業
・施設規模と学童クラブ児童	・学校内設置の検討	・学童クラブ事業の充実
数の乖離への対応	・多様な主体による運営	時間延長・休日利用の実施
・登下館の際の安全面につい		民間学童クラブ運営費等助成
ての不安の解 消		
・多様なニーズへの対応		

2 区内企業の行動計画策定支援

課題	今後の取組み	主な事業
・子育てと仕事の両立がしや	・事業主行動計画策定への支	・次世代育成支援対策センターと協力し
すい職場環境づくりの実現	援	た企業行動計画策定支援
	・新宿区役所の特定事業主行	
	動計画策定への積極的な取	
	組み	

目標 4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

1 家庭・地域の子育て力・教育力向上への働きかけの充実

課題	今後の取組み	主な事業
・地域の子育て支援関連事業	・親子のつどいの場における	子育て仲間づくり事業
の充実	取組み	・家庭教育学級及び家庭教育講座
	・保育園の地域子育て支援機	・地域の教育力の向上支援」事業
	能の強化	・地域の教育力連携事業
	・学校・地域における参画型・	・青少年問題協議会
	体験活動型事業の充実	男女共同参画推進会議
・適切な支援ができる地域の	・近隣の子育て経験者による	・男女平等推進計画の推進
人材の育成	支援	
	・啓発事業の実施	
・父親の子育てへの参加促進	・青少年問題協議会の提言を	
	踏まえた青少年育成活動の	
	展開	
・社会ルールの再確立	・子どもたちに社会ルールを	
	伝える地域の取組み支援	

2 地域との協働で進める次世代育成支援 重点

課題	今後の取組み	主な事業
・協働の担い手の広がりと協	・協働を視野に入れた新しい	北山伏子育て支援協働モデル事業
働の機会の拡大	担い手づくり	・新宿子どもセンター
・次世代育成支援に関わるサ	・多様な主体の協働による新	・学校ボランティアの協力による学校
- ビスの受け手と担い手の	しい価値の創出	教育の充実
融合		
・利用者が自ら創り出すサー	・「子育てしやすい地域づく	
ビスの必要性	り」のコーディネイター機	
	能の強化	

目標 5 安心して子育てできる都市環境をつくります

1 地域・事業者とともにすすめる子育てバリアフリー

まちの子育てバリアフリーの推進

課題	今後の取組み	主な事業
・子育てバリアフリーのまち	・ベビーカーにも配慮した交	交通バリアフリー基本構想の策定
の実現	通バリアフリー	
	・民間事業者と協働した施設	
	のバリアフリー	
	・こころのバリアフリー	

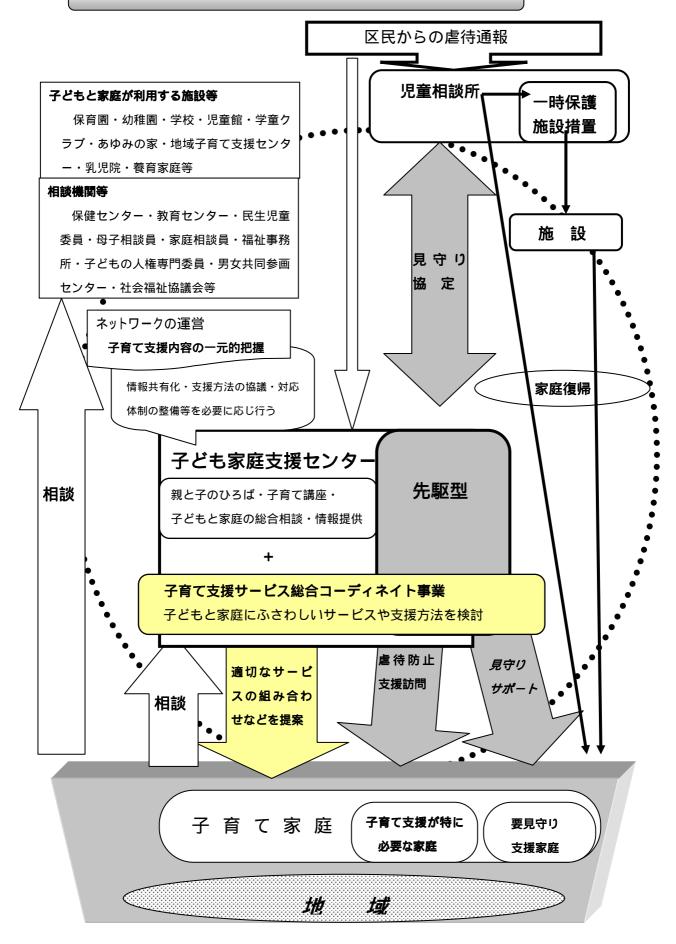
子育てしやすい住環境づくり

課題	今後の取組み	主な事業
・子育て家庭が住み続けたい	・子育てしやすい住宅の供給	子育て支援マンション認定制度の検
と思えるまちと住宅施策	促進	討
		市街地再開発事業における子育て支
		援施設の誘導の検討

2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

課題	今後の取組み	主な事業
・地域での見守りの広がりと	・地域との協働による見守り	・新宿区民の安全・安心の推進に関する
継続性の確保	・組織単位から地域単位への	条例に基づく取組み
・子どもの生活圏に着目した	転換	・安全推進地域活動重点地区の指定・支
緊急情報伝達の必要性		援
		・危機回避マニュアルの作成
		・ITを活用した事件事故情報の連絡体
		制の整備
		・学校安全パトロールの推進

地域における子どもと家庭の支援体制イメージ



次世代育成支援関連事業一覧

(平成 16 年 4 月現在)

1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1 子どもの権利を大切にする取組みの充実

事業名	事業内容	担当課
学校における人権尊重教育の推進	新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」 や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活 用し、人権への正しい理解を深める取組みを行う。	教育指導課
中学校へのスクールカウンセラーの配置	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、臨床心理の専門家をスクールカウンセラーとして区立中学校に週1回配置する。	教育指導課
小学校への心理士の派遣	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため、区立教育センターの心理士を派遣する。	教育指導課
教育センター 教育センターの教育相談	幼児から高校生及び保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行う。	教育指導課
教育センター つ〈し教室	教育センターにおいて、様々な理由から学校へ行けない子 どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動な どをとおして指導・援助をする。	教育指導課
教育センター メンタルフレンド	学校のつ〈し教室にも行けない子どもの家に訪問して相談・ 援助を行う。	教育指導課
小学生フォーラム・中学生フォーラム	次代を担う小中学生が、日ごろの生活の中で感じていることについて、区長等の前で発言することにより、区政に対する関心や意識を高めていく。毎年各校から一名ずつ参加してテーマを決め実施する。	男女共同参画 青少年平和課
子どもの権利に関する啓発事業	家庭教育学級・講座、児童館等において、子ども・保護者を対象に講演会や体験学習を実施し、子どもの権利についての正しい理解の促進を図る。	関係各課
子どもの参加するワークショップ	子どもが参画可能な施策(児童館中高生スペースの設置・公園の改修等)において子どもの参画を促していく。	関係各課
不登校0をめざす子ども学校サポートネットワーク	関係機関・団体が連携し、不登校児童・生徒の学校復帰のために必要な事項を協議し、体制を整備する。協議事項は、不登校の実情及びその対策のあり方 構成団体の相互の情報交換及び連携のあり方 不登校の予防策に関する事項。	教育指導課
東京都子どもの人権専門委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議する。また必要に応じて調査・勧告・意見発表等必要な措置を行う。小中学校に人権相談カードを配布し、相談事業を行う。	総務課

2 学校教育の充実

特色ある学校づくり	各学校の自主性・自立性を確立するとともに、子どもの発達 段階に応じたきめ細やかな教育内容、指導方法の研究、地域人材の活用に努める。	教育指導課
ティームティーチングや少人数学習指導 の充実	児童・生徒の基礎学力の定着と、個に応じた指導を充実するため、学習集団を弾力に編成し、少人数学習指導の推進を図る。	教育指導課
コンピュータ利用教育の推進	児童・生徒の高度情報社会への適切な対応能力向上を図るため、校内LAN整備のモデル実施をはじめ、コンピュータ利用による情報教育の充実を図る。	教育指導課

事業名	事業内容	担当課
小中学校のホームページの開設	各学校ごと特色のあるホームページを開設し、他校との交 流を深め、情報教育を推進する。	教育指導課
外国人英語指導員の派遣	学校教育の中で、日本と諸外国の文化・伝統の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶ機会として、小中学校への外国人英語指導員の派遣及び外国人との交流学習を実施。	教育指導課
学校評議員制度	各学校が保護者や地域の方々の意見を広〈聞き、地域に開かれた学校づ〈りを推進する。	教育指導課
スクールスタッフ新宿 (地域学校協力体制の整備)	教員免許、司書、保育士等の有資格者と地域の小中学校が協働し、各地域が抱える教育課題に対して、協力しあえる仕組みづくりを推進する。実施については中学校区を単位とし、地区内の学校の協議に基づく交流授業を行うことにより、児童生徒の学力向上に結びつけていく。	教育指導課
学校選択制の推進	児童・生徒及び保護者が自らの判断で選択できる学校選択 制度を活かし、各学校の特色ある教育活動の充実を図る。	学校運営課
スクールコーディネイターの導入による教育活動の充実	スクールコーディネーターは教育委員会事務局に選任され、 週1回以上、配置校に勤務し、学校と地域の連携、PTAと地域の連携、青少年の健全育成活動を行う。スクールコーディネーター制度を活用した「総合的な学習時間」等の教育課程やその他学校行事を地域が支援してい〈体制を整えてい〈。	生涯学習振興課

3 幼児期の教育・保育環境の充実

幼稚園・保育園の連携・一元化	幼児の教育・保育環境の充実を図るため、幼保の連携・一元化について検討する。そのための準備として、幼稚園と保育園の交流事業の拡大・充実と合同保育が可能なモデル園の選定と合同保育に向けたカリキュラムづくりを行う。	保育課 学校運営課
幼稚園における預かり保育	幼稚園で教育時間終了後または開始前に、自園内で担当職員を配置し実施する保育。現在は私立幼稚園で実施している。	学校運営課 保育課
幼稚園における3歳児保育	3歳児を対象(私立幼稚園においては満3歳児も対象)とした 保育の実施。	学校運営課

4 子どもたちの遊び場・居場所の充実

集い・遊べる公園をふやす取組みの充実

新宿中央公園活性化プラン	新宿中央公園の各エリアの性格を特化して活性化する。ちびっこ広場については、子どもたちの専用広場を作り、安全で安心して遊べる公園として利用できるようにする。また、地域住民との協働によりプレイリーダーの育成等を推進し、将来的には地域住民による広場運営を目指す。多目的運動広場には、バスケットゴールを設置する。	土木課
プレイパーク活動への支援	区内の公園でのプレイパーク活動を拡充するため、プレイ リーダーに対する謝礼の一部助成などを行う。	児童家庭課
プレイリーダー養成講座	地域の遊びの活性化リーダー養成講座を実施する。また広報、会場確保等の支援を行う。	生涯学習振興課
みんなで考える身近な公園の整備	老朽化等により公園の改修を行う際に、小規模公園については地域特性を生かせるよう住民による懇談会等を開催し、プラン作成段階からの区民参加を進めていく。今後は、子どもの意見も反映できるよう工夫していく。	道とみどりの課
区内施設を活用した青少年の居場所づくリ)	区民との協働の形態として、区が地域センター等の施設を 提供し、地域団体がその施設の機能やスペース等を活用して、自主的な運営により子どもに居場所を提供する。	男女共同参画青少 年平和課

事業名	事業内容	担当課
児童館の充実		
中高生にとっての魅力ある居場所づくり	中高生にも利用しやすい児童館を目指し、地域や施設の状況により中高生のためのスペースを確保するとともに、利用時間の延長を行う。	児童家庭課
幼児スペースの確保	乳幼児の親子利用の利便性の向上を図るため、地域や施設の状況により、児童館内に幼児が優先的に利用できるスペースを確保する。	児童家庭課
児童センター運営協議会・こども館運営 協議会の設置	地域の住民からなる児童センター運営協議会又はこども館 運営協議会を設置し、地域の実情に応じ、かつ児童の実態 に即した児童センター又はこども館の運営を行う。	児童家庭課
 学校を核とした子どもの居場所づくり		
学校における子どもの居場所づくり	各中学校とその学区域の小学校を1ブロックとし、ブロック毎に放課後及び土・日曜日に学校施設を利用して子どもの居場所づくりを行う。実施については、ブロック内のスクールコーディネイター、学校長、PTA代表で構成する(仮称)子どもの居場所づくり運営委員会に委託して行う。	生涯学習振興課
総合型地域スポーツ・文化クラブの創設	地域に根ざし、区民が自主的に運営するスポーツクラブを創設し学校を拠点として活動を行うことにより、、誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を仲立ちとした新たな地域コミュニティの形成を図る。	生涯学習振興課
学校施設(校庭·体育館·プール等)の開放	土・日・祝日及び学校休業日に地域の子どもの遊び場・スポーツの場として開放するほか、親子スポーツデー(月2~3回)・スポーツ教室(月1回)を実施する。	生涯学習振興課
域における子ども・親子・世代間の交流の	促進	
マイスター制度を利用した高齢者と子どもの交流事業	世代間交流と地域の活性化を目的に、高齢者が特技や知識を子どもたちに伝えたり、教えたりする活動。	健康いきがい課
中学生と赤ちゃんの交流事業	子ども家庭支援センター等で中学生等が乳幼児とふれ合う 事業を実施する。	児童家庭課
書館活動の充実		
新宿区子ども読書活動推進会議	「絵本と出会う機会」と子どもたちが読書に親しみやすい環境作りを進め、子どもたちの豊かな心を育てていくための「子ども読書推進計画」の推進と進捗状況の把握を行う。	中央図書館
中央図書館児童室の機能の充実	中央図書館の児童サービスを総合的、効果的に支援するため、中央図書館児童室を「子ども図書館」として機能の充実・強化をする。	中央図書館
学校図書館の充実	学校図書館の蔵書数・内容の充実を図り、「総合的な学習の時間」等において、多様な教育活動を展開していく。	教育指導課
図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として 読みかせ等を行う。	中央図書館
子どもホームページの開設	「新宿図書館子どもホームページ」を開設し、本の検索や紹介などを行う。	中央図書館
絵本でふれあう子育て支援	保健センターの乳児健診時に絵本を配布し、乳幼児の親子が本に親しむきっかけづくりをする。	健康いきがい課

+ W + -	
	TH *** = P
<u> </u>	
	1兰 크 本

2 利用しやすいサービスですべての子育て家庭をサポートします

1 きめこまやかな子育て支援サービスの展開

きのこまやかな子育て支援サービ人の展開		
地域子育て支援事業(子ども家庭支援センター事業含む)	子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等子どもと家庭への総合的な支援を実施する。	児童家庭課
子育てひろば事業	地域の子育て家庭の支援のため、児童館機能を活用し、子育ての仲間づくり、育児講座等の啓発事業、子育て相談などを行い、保護者の育児不安や孤立感の解消を図る。	児童家庭課
ファミリーサポート事業	区民の相互援助活動を組織化し、アドバイザーがコーディネイトし、仕事と育児の両立の援助、及び在宅子育て家庭の一時的な保育援助を行う。	児童家庭課
子どもショートステイ	保護者が一時的に家庭において就学前までの子どもを養育できない場合に、短期的に児童福祉施設での預かり、子どもの福祉の向上を図る。	児童家庭課
一時保育	保育園空き定員を利用した一時保育。 各保育園の定員の空を利用して、各園1名まで1ヶ月に3日間まで保育を実施する。ただし、緊急時(死亡、行方不明、病気、出産等での入院、看護、災害等)の場合は3日を超える利用ができる。	保育課
	専用室を設置した一時保育。 専用室を利用して、生後6ヶ月から小学校就学前までの児童 を1日10名の範囲で1ヶ月最長7日間保育する。	保育課
保育園での1日保育体験事業	子育てに関して不安感をもつ在宅で子育てしている保護者と子どもが一緒に保育園で1日過ごし、他の子どもの様子を見たり保育士とのかかわりを通し、不安感の解消と自信回復を図る。	保育課
地域に開かれた幼稚園(園舎開放·子育 て相談)事業	地域の子育て支援に資するため、未就園児親子への施設開放・園行事への参加事業等を行う。	学校運営課
子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する 相談に対応する。相談内容によって適切な相談機関につな げていく。(子ども家庭支援センター・保育園・児童館・幼稚 園・保健センター・家庭相談)	関係各課
親と子の相談室	保健センター1箇所で月1回専門医師、カウンセラー、看護師を配置し、心の問題や育児不安等親と子が抱える悩みや問題についての相談を行う。	保健センター
女性総合相談	女性からのさまざまな悩みの相談を専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行う。(男性も相談可)	男女共同参画 青少年平和課
保育園·母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質を向上を図る。	関係各課

2 子育て支援サービスの総合的な展開

総合的な連携による効果的な次世代育成支援の実現

女性問題に関する相談機関連携会議	女性に対する暴力をはじめ複雑・多様化する女性問題の相談に対応するため、区内の相談機関の連携強化を図る。	男女共同参画 青少年平和課
------------------	---	------------------

事業名	事業内容	担当課
利用者に届く情報発信		
区民とつ〈る子育て情報局	区民の子育てグループと区が協働し、地域の子育てに関する総合的なWebサイトを構築する。	児童家庭課
「子育てサービスガイド」の発行	子育て支援に関する相談やサービスをまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配布するとともに、転入手続時に、子育て家庭に配付する。	児童家庭課
児童館子育て情報紙「のびのび通信」の 発行	地域の子育て情報を掲載した子育て情報誌を児童館で作成 し、児童館·学校·幼稚園·保育園を通じて地域の子育て家 庭に配布する。	児童家庭課
ビデオ広報等の制作	公募区民と共に協働の手法で、区民の視点によるビデオ広報を作成し、区民への貸出、ホームページでの配信を行う。	広報課
2 4時間音声・FAX情報システム(しんじゅ 〈ガイド)	子育て支援に関する情報を含め、広〈区政情報を音声及び ファックスで24時間いつでも自動応答で提供していく。	広報課

3 親と子の健康づくりの推進

母親·両親育児学級等の開催	初めて母親・父親になる人に対し、出産や育児への不安を解消するための指導・助言及び正しい知識の普及のための情報の提供を行う。また、この事業への参加者による自主的な子育てグループを育成し、育児不安の軽減を図る機会とする。	保健センター
産婦の健康診査	出産後の身体の異常発生の防止及び早期発見に努め、母子の健康向上を図る。	保健センター
未熟児・発達遅滞等への対応	未熟児・新生児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談 等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽 減や発達遅滞等の早期発見を図る。	保健センター
新生児訪問指導	新生児の家庭に保健師・助産師が訪問し、適切な指導をするとともに、養育の助言を行う。	健康いきがい課 保健センター
予防接種	伝染病のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施する。	健康いきがい課 保健センター
乳幼児の健康支援	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3~4ヵ月児・6ヵ月児・9ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行う。	保健センター
ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満の子どもを対象に、ぜん息やアトピー症状等について、専門医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復・増進を図る。	計画推進課
ぜん息キャンプ事業	小学校3年生から中学1年生までの気管支ぜん息等の児童・生徒を対象に、自然環境のなかで集団生活をさせながら、療養及び生活上の指導を行い、健康の回復及び増進を図る。	計画推進課
水泳訓練事業	気管支ぜん息等の小学生を対象に、水泳による訓練を通し 療養指導を行い、健康の回復及び増進を図る。	健康いきがい課
学校の健康診断・健康相談	学校医等による定期健康診断や臨時健康診断の実施と養 護教諭による健康相談を行い、 園児・児童・生徒の健康増 進を図る。	学校運営課
学校保健委員会の活動	各学校における健康の問題を研究協議し、児童・生徒の健 康づくりを推進する。	学校運営課
家庭における乳幼児事故防止対策事業	母子保健事業実施時に事故防止に関する情報を提供する。	保健センター

4 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援

事業名	事業内容	担当課
<保健センター> 要発達支援乳幼児に対する相談	健診等で発見された発達支援の必要な乳幼児を継続観察 し、適当な時期に適切な支援につなげていく。	保健センター
<あゆみの家> 発達相談	相談のあった乳幼児の面接・調査を行い、必要な乳幼児、 保護者に対して適切な支援が行われるようサービスの調整 をする。(0~学齢前)	あゆみの家
<あゆみの家> 通所による療育事業(児童デイサービス)	親子通所、単独通所、保育園·幼稚園との並行通所、等によ る療育及び保護者支援を行う。(0~学齢前)	あゆみの家
<あゆみの家> 在宅障害児訪問支援	通所できない事情のある障害児と保護者に対して在宅訪問 支援をする。	あゆみの家
<保育園> 障害児保育の実施	保育園で中軽度で集団保育が可能な障害児童を保育する。	保育課
< 幼稚園 > 障害児保育の実施	幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育する。教育効果 の向上と安全の確保を図るため、園に慣れるまでの期間、 必要に応じ介護員(保育助手)を配置する。	学校運営課
<教育センター> 要発達支援児童の相談	幼児期及び学齢期にある発達支援が必要な児童の相談を 行う。	教育指導課
<教育センター> ことばの教室	聴覚及び言語に障害のある児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行う。	教育指導課
<学校> 心身障害教育の実施	児童・生徒の安全の確保と学習の成果をあげるため、心身に障害のある児童・生徒に対する教育環境の充実を図る。 情緒障害学級についての検討及び特別支援教育の構築と 整備をしていく。	教育指導課 学校運営課
<区立養護学校 > 心身障害教育の実施	肢体不自由児童・生徒に対する教育と医療的ケアを実施する。 る。また必要に応じ訪問教育を実施する。	教育指導課 学校運営課
<学童クラブ> 障害児への対応	通常小学校3年生までを対象として実施している学童クラブ を障害児に限り6年生まで延長する。	児童家庭課
<あゆみの家 > ショートステイ事業	障害児を一時的に保護する。 日中利用(15歳未満) 宿泊利用(15歳以上)	あゆみの家
在宅重症心身障害児訪問事業	療育上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を 行う。(都事業)	保健センター
日常生活のための各種支援	[補装具等の支給] 障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給する。 [障害者歯科診療] 一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行う。 その他[紙おむつ支給][福祉タクシー]等	障害者福祉課
障害者地域生活支援事業	障害児・障害者の生活全般にわたる相談に応じ、情報提供、サービス利用支援等を行う。	障害者福祉課 あゆみの家

事業名	事業内容	担当課
発達支援関係機関連絡会	あゆみの家を中心に発達支援に係わる行政機関及び民間 施設等の相互の連携強化を図る。	あゆみの家
ひとり親家庭への支援		
母子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な指導 を行う。	児童家庭課
ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭に旅行のための宿泊施設や遊園地でのレクリ エーションを無料または低額な料金で利用してもらう。	児童家庭課
ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	区内に居住し、義務教育終了前の児童を扶養している母子 家庭、父子家庭の保護者あるいは、その子が傷病等で日常 生活に困難が生じたとき、家事援助者を派遣し、その費用を 助成する。	児童家庭課
外国籍住民向け生活情報誌の作成	外国籍住民向けに目的別の生活ガイドを作成する。情報網羅1冊型から差し替えが可能な10のジャンルに分けたバインダー方式とし、毎年掲載情報の更新を行う。	広報課
 外国語版「子育てサービスガイド」の発行 	子育て情報誌の外国語版の作成し配布する。	児童家庭課
日本語適応指導	外国籍児童・生徒に対し、当該校で短期集中して日本語や 学校生活に関する適応指導を行う。	教育指導課
子ども虐待防止連絡会の実施	児童虐待防止に関して、関係機関が定期的に連携をもち、 児童虐待の発生防止・早期発見及び児童虐待への対応を 行う。	児童家庭課
女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿 泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自 立を援助する。	児童家庭課 生活福祉課
育的な支援 「		
乳幼児医療費助成	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する。	児童家庭課
心身障害者医療費助成	6歳に達する日以後の最初の4月1日以降(乳幼児医療費助成対象終了後)の障害児·障害者が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する(全部または一部)。	障害者福祉課
ひとり親家庭の医療費助成	就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(一定の障害があるときは20歳未満)のひとり親家庭の児童及びその児童を養育している人が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する(全部または一部)。	児童家庭課
小児慢性疾患の医療助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健センター

事業名	事業内容	担当課
特殊疾病の医療費の助成	国・都が指定する特殊疾病の治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する(全部または一部)。	保健センター
養育医療の助成(未熟児)	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健センター
育成医療の助成(障害児)	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るため に必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負 担分を助成する(全部または一部)	計画推進課
大気汚染医療費の助成	18歳未満で慢性気管支炎·気管支ぜん息·ぜん息性気管 支炎·肺気しゅ及びこれらの続発症の治療に対し、健康保険 が適用された後の自己負担分を助成する。	健康いきがい課
妊婦健康診査受診票の交付	妊娠中の定期的な健康診査を、妊娠前期・後期に各1回受 診できる受診票を交付する。	健康いきがい課 保健センター
妊婦健康診査費助成	妊娠後期の健康診査受診者に受診費用の一部を助成する	健康いきがい課 保健センター
妊産婦・乳幼児保健指導票の発行	経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦·乳幼児に対して必要な保健指導を受けられる機会を与える。	保健センター
妊娠中毒症等医療助成	妊娠中毒症等に罹患し、入院医療を要する妊産婦に対し、 健康保険が適用された後の自己負担分を助成する	健康いきがい課 保健センター
入院助産	低所得のため出産費の負担が困難な場合、その費用を公費で負担する	児童家庭課
児童手当	日本国内に住所があり、義務教育就学前までの子どもを養育している人に支給する。(平成16年4月から小学3年終了時までが対象となる予定)	児童家庭課
児童育成手当(育成手当)	父または母がいない子どもまたは、父または母が重度の障害の状態にある子どもを養育している人に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給する。	児童家庭課
児童育成手当(障害手当)	中·重度の知的障害、2級以上の身体障害等の障害をもつ 20歳未満の子どもを養育している人に支給する。	児童家庭課
児童扶養手当	父母が離婚、 父が死亡または生死不明、 父が1年以上遺棄・拘禁、 父が重度の障害をもつ、 母の婚姻によらない出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかの要件に該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害児は20歳未満)の子どもを養育している母または養育者に支給する。	児童家庭課
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障害児(中・重度身体障害、中・重度知的障害、重度の内部疾患や精神障害)を養育している人に支給する。	児童家庭課
心身障害者福祉手当	児童育成手当(障害手当)に該当しない障害児・障害者に支 給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
重度心身障害者手当	常時複雑な介護を必要とする障害児·障害者に支給する。 (一定の要件有)	障害者福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
私立幼稚園保護者への補助	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給する。	

事業名	事業内容	担当課
区立幼稚園保育料免除	区立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減させるため、対象基準に該当する場合に保育料等を免除する。	学校運営課
就学援助	経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学 用品費、学校給食費等を援助する。	学校運営課
島田育英基金	高等学校等に入学する者で、成績優秀で入学時に経済的 負担の軽減を必要とする者に対する育英資金。	総務課
母子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭が、事業開始、住 宅改修、就学、就職などで資金が必要な場合の貸付制度。	児童家庭課
奨学金の貸付	高等学校等に入学または在籍する者で、成績優秀で経済的な理由により修学が困難な者にに対して、奨学金を貸付ける。	教育政策課
民間賃貸住宅家賃助成	義務教育終了前の児童を養育するファミリー世帯に対し民間賃貸家賃の一部を助成(月3万円限度最長5年)する。	住宅課
心身障害者扶養年金	心身障害児者の保護者が万一の場合、残された障害児・障害者に年金を支給する共済制度。	障害者福祉課
外国人学校児童·生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給する。(所得制限あり)	総務課

手当等には所得制限や他制度との併給制限などがある場合が有ります。

		1 1
	L 基举以公	

3 子育てと仕事の両立しやすい環境づくりを進めます

1 多様な保育サービスの展開

保育園・認可外保育施設の充実

通常保育の充実	平成19年4月にむけて待機児童の解消策を実施する。また ニーズ調査の実施による19年度以降の待機児童予測に基 づき、21年度までの中期的対策をまとめる。	保育課
延長保育	保護者の就労形態の多様化による保育需要に対応するため、11時間の基本開所時間をさらに1時間から4時間延長する保育を実施する。	保育課
年末保育	認可保育園に在籍する6ヶ月以上の児童を、保育園が休園となる年末に、一部の保育園で保育する。	保育課
産休・育休明け入園予約事業	保護者が年度途中で産後休暇や育児休業明けで復職を予 定している場合に保育園の入園予約を受け付ける。	保育課
休日保育	保護者の就労形態の多様化等に対応し、日曜・祝日(年末年始除く)に認可保育園に在籍する6ヶ月以上の児童を拠点園で保育する。	保育課
病後児保育	認可保育園に在籍する満1歳以上の児童を、病気の回復期に病後児保育専用室で専従の看護師・保育士を配置して保育する。	保育課
夜間保育所	恒常的な残業や変則勤務についている保護者の児童を保育する夜間保育所の事業を支援する。	保育課
家庭福祉員制度	家庭的雰囲気の良さや施設保育を望まない保護者のニーズに対応するため、保育について技能と経験を持った者が、その家庭で3歳未満の児童の保育を実施する。	保育課
保育室利用	認可外保育施設の利用児童を適切に保護するため、保育室(生後57日以上3歳未満の児童を預かる小規模保育施設)として活用し児童福祉の増進を図る。	保育課
認証保育所利用	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育施設。民間事業者等が設置主体となり、利用者との直接契約で保育を実施する。区は開設準備及び運営経費の補助を行う。	保育課

学童クラブの充実

学童クラブ事業	小学校低学年児童(1~3年)で放課後帰宅しても保護者の 就労等の理由により家庭での保護が受けられない児童に健 全な遊びを主体とした生活指導をする。	児童家庭課
時間延長・休日利用の実施	一部の児童館の指導業務を民間事業者に委託し、開設時間を延長する。	児童家庭課
民間学童クラブ運営費等助成	時間延長等保護者の多様な就労形態に対応した多様かつ 柔軟なサービスの提供を行う民間学童クラブに対し、運営費 等の助成を行う。	児童家庭課

2 区内企業の行動計画策定支援

次世代育成支援対策センターと協力した	次世代育成支援対策センターと協力して企業の行動計画の	少子化対策計画
企業の行動計画策定支援	策定支援を行う	担当

+ * + -	
	TH ┷ ≡₽
1	但一味

4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

1 家庭・地域の子育て力・教育力向上への働きかけの充実

	こがりのル夫	
子育て仲間づくり事業	子育て中の悩みや、不安を解消するための「仲間づくりの場」として区民の自主的活動である「子育てサロン」づくりを支援する。	児童家庭課
家庭教育学級及び家庭教育講座	小学校のPTA·学校·地域の代表者で構成する運営委員会が家庭教育学級(子どもの心や食事·子育てなどのテーマの講座)を開催する。また区立幼稚園·中学校、養護学校が家庭教育講座を開催する。	生涯学習振興課
「地域の教育力の向上支援」事業	土・日を中心とした子どもの体験活動事業を町会・自治会や 地域団体と教育委員会が連携して実施する。	生涯学習振興課
地域の教育力連携事業	専門学校や事業者と協働し、子どもたちの職業体験事業等 を実施する。	生涯学習振興課
青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策を調査審議し関係行政機関相互 の連絡調整を図る。	男女共同参画 青少年平和課
男女共同参画推進会議	男女共同参画条例に基づき設置・運営する。	男女共同参画 青少年平和課
男女平等推進計画の推進	男女平等推進計画(平成13年度~19年度)を推進し、男女 共同参画社会の実現を目指す。	男女共同参画 青少年平和課
男性の子育て参加の促進	各種講座や啓発誌を通じて、男性の子育てへの参加等に関する意識啓発を行う。	男女共同参画 青少年平和課
環境学習情報センターの運営	環境保全意識の普及啓発、環境情報の発信、さらに環境活動の交流の拠点として、民間の/ウハウを活用した運営を行う。特に、次世代を担う小中学生に対しては、自然体験型の環境学習講座を充実させ、循環型社会形成の重要性を理解するように努める。	環境保全課

2 地域との協働で進める子育て支援

北山伏子育て支援協働モデル事業	区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を支援する。	児童家庭課
社会教育委員の活動	教育委員会の行う社会教育行政に関する諮問機関。各学校の長、社会教育団体の代表者、学識経験者等によって構成している。社会教育に関する助言・青少年教育についての指導助言を行う。	生涯学習振興課
生涯学習推進委員の活動	地域における生涯学習の進行を図るため、地域別に50名の 委員を委嘱。平成11年7月から新宿子どもセンター協議会委 員としても活動している。	生涯学習振興課
新宿子どもセンター	情報誌「あ・そ・ま・な」の発行及び「ゆめ基金」を活用した自 主事業を実施している。	生涯学習振興課
体育指導委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の 育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等 を行う。	生涯学習振興課
地区青少年育成委員会への援助	区民の自主的な活動として、地域社会において青少年の健全育成を図ることを目的に様々な行事を行うとともに、地域の環境浄化に努めている。特別出張所を単位として地域の実情に応じた活動を展開している。	男女共同参画 青少年平和課 特別出張所

事業名	事業内容	担当課
社会を明る〈する運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうという趣旨をもとに7月~8月に各団体が運動を展開する。	男女共同参画 青少年平和課 特別出張所
学校ボランティアの協力による学校教育 の充実	地域と学校が交流し共に協力し合いながら、学校教育を推進していく。小学校では、授業や課外活動等に外部指導員・外部講師による指導を実施している。中学校では、外部指導員による指導補助を実施し部活動の充実を図っている。	学校運営課
教育インターシップ運営	早稲田大学大学生のボランティアを活用し教育の活性化を 図る。	教育指導課

		1 1 1
	1	

5 安心して子育てできる都市環境をつくります

1 地域・事業者とともにすすめるパリアフリー

まちの子育てバリアフリーの推進

交通バリアフリー基本構想の策定	交通バリアフリー法に基づき重点整備地区における障害者・ 高齢者・子どもづれ等に配慮した交通バリアフリーに関する 基本構想を策定する。	計画調整課		

子育てしやすい住環境づくり

区民住宅の供給	義務教育終了前の児童を養育する中堅ファミリー世帯等を 対象に、賃貸住宅として「区民住宅」を供給する。	住宅課
---------	---	-----

2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

新宿区民の安全·安心の推進に関する条例	地震や風水害の自然災害だけでなく、平成13年9月の歌舞伎町雑居ビル火災をはじめとする事故や近年多発している犯罪から、新宿のまちを守り、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心からの愛着の持てるまち新宿を、区民・事業者・区がお互いに連携協働し、一体となって創造していくことを定めた「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき推進する。	危機管理室
安全推進地域活動重点地区の指定	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づき、安全・安心に関する活動を継続的に実践している団体からの申し出により、活動地域を重点地区として指定し支援する。	危機管理室
こども交通安全教室	幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施している。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施している。	道とみどりの課
小学生への防犯ブザーの貸与	小学生に防犯ブザーを貸与し、安全確保に努める。	教育政策課
危険回避マニュアルの作成	「こんなときあなたならどうしますか?」の作成・小学生への 配布	児童家庭課 教育指導課 教育政策課
「緊急避難場所ピーポ110ばんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110 ばんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察に協 力して推進する。	警察 男女共同参画 青少年平和課

新宿区次世代育成支援計画素案(概要版)

平成 16 年 3 月

発行:新宿区福祉部少子化対策計画担当

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

電話03-5273 3624

印刷物作成番号

2003 - 22 - 2901